

東京都

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (平成29年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			4.1E+0	3.7E+2	377.7
64	エトフェンプロックス		9.0E+1	5.8E+1	1.9E+2	339.7
117	テブコナゾール				5.9E+1	59.1
139	トラロメトリン			1.3E+2	1.5E+1	141.9
140	フェンプロパトリン			3.7E+1		36.9
153	テトラメトリン	2.5E+3	3.9E+1	1.9E+3	4.8E-1	4,425.3
181	ジクロロベンゼン	2.4E+3	1.2E+3			3,637.3
225	トリクロルホン		2.0E+1			19.8
248	ダイアジノン		1.7E+1			17.3
251	フェニトロチオン		1.4E+3	3.8E+1		1,414.0
252	フェンチオン	2.4E+2	3.5E+2			590.9
256	デカン酸				2.9E+1	29.4
350	ペルメトリン	1.5E+2	1.2E+2	2.5E+2	1.3E+2	656.1
405	ほう素化合物			9.9E+1	1.3E+1	111.3
427	カルバリル			1.5E+3		1,465.9
428	フェノプカルブ			6.2E+2	4.3E+1	660.2
457	ジクロルボス	1.1E+3	3.1E+3			4,183.3
合 計		6.4E+3	6.3E+3	4.6E+3	8.5E+2	18165.9

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等